## Japan tax alert

EY税理士法人

# BEPS防止措置実施条約が 国会で承認

## EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

## エグゼクティブ・サマリー

2018年5月18日、「税源浸食及び利益移転(BEPS)を防止するための租税条約に 関連した措置を実施するための多数国間条約」が通常国会で承認されました。今後 は、多数国間条約の批准、受託又は承認の証書を寄託し、所定の期間経過後、年内 には日本において多数国間条約の発効が見込まれます。

多数国間条約の対象租税条約(Covered Tax Agreement)として日本が指定した各国においても同様に、年内に多数国間条約が発効する場合、日本と当該国との間の対象租税条約について2019年から多数国間条約の規定が適用される可能性があります。

なお、日本が提出した対象租税条約のリスト及び多数国間条約の様々な規定に関する留保事項(reservation)及び通告事項(notification)の内容については、2017年7月14日付Japan tax alert「日本がBEPS防止対策の租税条約に関する多数国間条約に署名」をご参照下さい。

## 詳細

## 背景

2017年6月7日、日本を含む67の国・地域は、経済協力開発機構(OECD)がパリで主催した署名式典において、多数国間条約に署名しました。その後、複数の国が署名し、2018年1月24日時点で署名国は78カ国となっています。なお、多数国間条約署名の国際的重要性に関する背景については、2017年6月16日付Japantax alert「日本を含む67の国・地域が二国間租税条約改定のための多数国間条約に署名」をご参照下さい。



署名にあたり、日本を含む署名国・地域は、対象租税条約のリストとともに、多数国間条約に関する様々なBEPS防止規定に関する留保事項及び通告事項の暫定の一覧を提出しました。今後、多数国間条約に係る批准、受託又は承認の証書が寄託されることにより、各国・地域の最終的な当該条約の採択状況が確定されます。

## 日本における多数国間条約の発効

多数国間条約は、署名した最初の5カ国が批准書等を寄託することにより、その5番目の寄託日から3カ月後の日の属する月の翌月の初日に、その5カ国について発効されますが、5カ国目としてスロベニアによる批准書等の寄託の完了により、多数国間条約は2018年7月1日付で発効します。

その後に批准書等を寄託する国・地域については、それぞれの 寄託から所定の期間が満了した後に当該国・地域について効 力が生じることとされていますが、日本においては、2018年5 月18日に多数国間条約が通常国会において承認されたことから、今後、多数国間条約の批准書等を寄託し、2018年中の発効 が見込まれます。

## 適用開始時期と今後の影響

多数国間条約は、適用対象となる各租税条約のすべての締約 国において多数国間条約が発効してから所定の期間が満了した後に、当該対象租税条約について多数国間条約の適用が開始されます。

例えば、源泉徴収に係る租税に関しては、対象租税条約の両締約国において多数国間条約が発効した年の翌年1月1日以降の適用開始となります。

そのため、対象租税条約として日本が指定した各国においても 同様に、2018年中に多数国間条約が発効する場合、日本と当 該国との間の対象租税条約について2019年から多数国間条 約の規定が適用される可能性があります。

多数国間条約が既存の二国間租税条約に適用される場合、日本と当該国との間の様々な取引や事業に対する従前の租税条約の取扱いが変更される可能性がありますので、進出先国における多数国間条約の発効状況等には留意が必要と考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

西田 宏之 パートナー 大堀 秀樹 シニアマネージャー hiroyuki.nishida@jp.ey.com hideki.ohori@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



## @EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、貴社のEY担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

## EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180529

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### www.eytax.jp